

(仮称) 第三期北本市子ども・子育て支援事業計画の策定等について

1 計画の法的位置づけ

子ども・子育て支援法

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

今般、令和 2 年度を始期とする計画の計画期間の終期が令和 6 年度であることから、令和 7 年度を始期とする第三期の計画を改めて作成する必要がある。

また、本計画は、「次世代育成支援行動計画」（後継）の性格を併せ持つ。

2 国の新たな動き（こども計画の策定の必要性）

令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」に基づき、国の「こども大綱」を勘案して市町村こども計画を策定するよう努力義務が課せられている。

なお、こども計画は、次の市町村計画と一体的なものとして作成することができる。

- (1) 子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する「市町村子ども・若者計画」
- (2) こどもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定する「市町村計画」
- (3) その他の法令の規定により、地方公共団体が作成する計画であって、こども政策に関する事項を定めるもの
ア 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
イ 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」

3 こども計画に定める事項

- (1) こども計画

自治体のこども計画は、こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものとしている。

ア ライフステージを通じた重要事項

- ・ 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ・ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ・ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ・ こどもの貧困対策
- ・ 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ・ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ・ 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

イ ライフステージ別の重要事項

① こどもの誕生前から幼児期まで

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

② 学童期・思春期

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止、不登校のこどもへ支援など

③ 青年期

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就学支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(2) 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援推進法で決定された大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）では、子ども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族間の変化といった家庭をめぐる課題などが指摘されている。

(3) こどもの居場所

令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、「市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられている。こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村の子ども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められている。」とされている。

(4) こどもの権利

こども基本法では、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的とされ、基本理念として「全てのこどもについて、個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取り扱いを受けないようにすることが掲げられている。

4 これまでの「北本市子ども・子育て支援事業計画」

北本市子ども・子育て支援事業計画	
ア	次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
イ	子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」

5 策定予定の「(仮称)第三期北本市子ども・子育て支援事業計画」

北本市子ども・子育て支援事業計画	
ア	次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
イ	子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」

+

ウ	子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」
エ	こどもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村計画」
オ	子どもの権利に関する条例に規定する「子どもの権利に関する行動計画」に関する追加計画
カ	母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」

6 アンケートの必要性

5に掲げる事項について、こどもやその保護者の状況を確認するため、次に掲げるアンケートをする必要がある。

（仮称）第三期北本市子ども・子育て支援事業計画策定に

に向けたアンケート調査の概要

計画項目	調査対象	調査内容・主な項目	調査
5のア及びイに掲げる事項	① 就学前児童の保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育園、こども園等教育・保育の事業の需要量 ・地域子育て支援拠点事業の需要量 ・放課後児童クラブや一時預かり事業の需要量 ・保護者の就業状況に関すること ・育児休業や短時間勤務制度の取得状況に関すること ・子育てに関する市の施策等について 	ニーズ調査を実施済み (令和5年度から令和6年度当初まで実施)
	② 小学生児童の保護者		
5のウからオに掲げる事項	③ こども (小学5・6年生、中学1～3年生)	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの貧困に関すること ・こどもの居場所に関すること ・ヤングケアラーに関すること ・ひきこもりに関すること ・将来のことや働くことについて ・子育てに関する市の施策等について 	アンケート調査を実施済み (令和6年6月～7月実施)
	④ 保護者（③の保護者）		
	⑤ 若者 (高校2年生)		
5のカに掲げる事項	⑥ 妊産婦	・母子保健に関すること	検診等で実施しているアンケートを活用

【5のア及びイに掲げる事項に係る調査】

国が示す設問を使用し、調査結果の数値を国の算出手引きに基づいて計算し、地域の実態を加味した上で、各種需要量（見込み量）を導き出します。

導き出した需要量（見込み量）に基づく各種事業の提供体制（方針）については、子ども・子育て支援法に基づき、北本市子ども・子育て会議で諮ったうえで決定します。

【5のウからオに掲げる事項に係る調査】

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に示された、こども施策の基本的な方針や重要事項等、目標数値について、本市の実態を把握するための調査です。

これまで国が実施してきた、貧困に関する調査、こども・若者の意識と生活に関する調査、ヤングケアラーの実態調査などの設問を参考とし、本市の現状を把握します。